

記 載 要 領

1. この明細書は、みなし共同事業の規定により申告納付又は申告（条例申告）する場合に申告書に添付して提出してください。
2. みなし共同事業に関する特殊関係者が2名以上いる場合は、個々の特殊関係者について明細を作成し、総括として合計表一部を作成してください。総括については、特殊関係者が2名以上いる場合のみ「特殊関係者の名称等」、「算定期間」及び「判定の基礎となった事実」の記載は要しないものです。
3. 「特殊関係者を有する者」の「事業所床面積」及び「従業者数」の記載は、特殊関係者を有する者の本市域内の事業所等に係る合計を記載してください。
4. 「みなし共同事業に係る事業所」の記載は、当該みなし共同事業の適用がある事業所等の名称及び所在地を記載してください。
5. 「特殊関係者」の記載は、当該みなし共同事業に係る特殊関係者の事業所等について当該特殊関係者を有する者の事業年度（個人の場合は課税期間）の末日現在の状況により記載してください。
6. 「免税点の判定」の記載は、③及び⑥の数値により記載してください。
7. 「判定の基礎となった事実」の記載は、特殊関係者を有するものからみて当該特殊関係者が次のどれに該当するかを記載してください。
 - (1) 「特殊関係者を有する者」の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
 - (2) (1)に掲げる方以外の「特殊関係者を有する者」の親族で「特殊関係者を有する者」と生計を一にし、又は「特殊関係者を有する者」から受ける金銭その他の財産により生計を維持している方
 - (3) (1)又は(2)に掲げる方以外の「特殊関係者を有する者」の使用人その他の方で、「特殊関係者を有する者」から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している方
 - (4) 「特殊関係者を有する者」に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている方
 - (5) 「特殊関係者を有する者」が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である方及びその方と(1)、(2)、(3)及び(4)のいずれか一に該当する関係のある方
 - (6) 「特殊関係者を有する者」を判定の基礎として同族会社に該当する会社
 - (7) 「特殊関係者を有する者」が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と(1)から(4)までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

「みなし共同事業について」

「みなし共同事業」とは、貴方又は貴社の事業所等がある事業所用家屋（同一家屋内）において、次のいずれかに該当する者（特殊関係者）の事業所等がある場合には、共同事業とみなし事業所面積、従業者数を合算して免税点（税金のかからない限度）を判定することとされております。

したがって、貴方又は貴社の事業所等における事業所床面積及び従業者数が免税点（資産割1,000㎡従業者割100人）以下の場合であっても、共同事業とみなされた事業所等分を合算することにより申告納付義務が生ずることがありますので、この特例措置について十分ご留意いただき、関係者の方々のご理解とご協力をお願いします。

1. 特殊関係者の範囲

- ① 貴方の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる方以外の貴方の親族で、貴方と生計を一にし、又は貴方から受ける金銭その他の財産により生計を維持している方
- ③ ①又は②に掲げる方以外の貴方の使用人その他の方で、貴方から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している方
- ④ 貴方に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている方
- ⑤ 貴社が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である方及びその方と①②③及び④のいずれかに該当する関係のある方
- ⑥ 貴方又は貴社を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 貴社が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

2. 特殊関係者を有するかどうかの判定

- ① 個人……12月31日の現況
- ② 法人……事業年度の終了する日の現況

3. 参考事例

貴社Aが甲社Bに対して、100%出資している場合で、貴社Aの事業所等が所在する事業所用家屋内に甲社Bの事務所が所在する場合

同一事業所用家屋内	
貴社A事業所 床面積……………800㎡ 従業者数……………85人	甲社B事業所 床面積……………500㎡ 従業者数……………10人

100%出資

貴社A → 甲社B（同族会社）

貴社Aの免税点の判定

資産割 800㎡+500㎡=1,300㎡（免税点を超える。）

従業者割 85人+10人=95人（免税点以下）

したがって、貴社Aの資産割の課税標準は、800㎡ですから納付税額は、480,000円（800㎡×600円）となります。